

都教組 元気な家族の必需品

# 自転車保険\*

\*団体総合生活保険(自転車事故傷害危険のみ補償特約付帯傷害補償・個人賠償責任補償特約)

加入義務化に対応!!  
2021年10月8日(金)締切

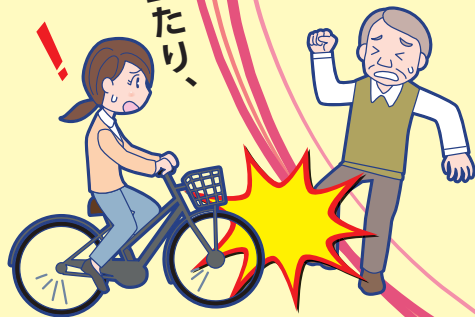
自転車で通院すること、  
ケガで通院すること



歩行中に  
自転車にぶつけられ、  
骨折して入院

走行中に歩行者に当たり、  
ケガを負わせた

## 自分のケガも 相手への賠償も\*



止まっている  
自動車に接触、  
傷をつけてしまった



自宅マンションにて  
トイレから水が溢れ出し、  
階下に水濡れ被害を与えた

※賠償は業務中を含みません。

団体割引  
30%適用

### 東京の教職員15,000人以上が加入

家族も全員補償で

年間6,100円

国内の賠償責任の補償金額は

無制限+ 示談交渉サービス付き

自転車事故による  
ケガの補償は手厚く

通院1日につき 3,000円



[引受保険会社]

東京海上日動



東京都教職員組合  
都教組 共済



[取扱代理店]

桜保険事務所

元気な家族の必需品

# 都教組 自転車保険はこれ一つで家族全員の自転車事故を補償します。

## さらに！ 日常生活中<sup>\*</sup>の事故による賠償責任も安心です。

※業務中は含みません。

**1** 掛金は一家族年間**6,100円**です

**2** 日常生活での賠償事故も対応します(業務中は含みません)。  
国内の賠償責任の補償金額は無制限 + 示談交渉サービス付。

**3** 自転車事故によるケガの補償は手厚く  
大ケガに結びつきやすい自転車事故の特徴に合わせた保険です。

補償項目	補償金額		
	ご本人 <sup>*1</sup>	配偶者 <sup>*2</sup>	左記以外のご家族 <sup>*3</sup>
死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	520万円
入院保険金日額	6,000円	6,000円	5,000円
通院保険金日額	3,000円	3,000円	3,000円
手術保険金 <sup>*4</sup>	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：入院保険金日額の5倍		
個人賠償責任	国内：無制限(示談交渉サービスつき) / 国外：1億円(示談交渉サービスはありません)		
年間掛金	6,100円		

※1 被保険者ご本人は加入依頼書の被保険者ご本人欄に記載される方で、原則として教職員本人とその退職者となります。特に定められる場合は都教組共済までお問い合わせください。  
 ※2 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、  
 a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)、b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。  
 ※3 ご本人・配偶者の同居の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族(配偶者を含みません。))、別居の未婚の子(婚姻歴がない方)のことです。  
 ※4 傷の処置や抜歯等のお支払いの対象外の手術があります。

### この保険での「ご家族」とは

ご本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子(婚姻歴のない方)です。生計の同一は問いません。

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  
 ※個人賠償責任において、ご本人<sup>\*1</sup>が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方を含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)  
 \*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

### この保険での自転車とは

ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の三輪以上の車を除きます)およびその付属品(積載物を含みます)をいいます。

### 重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」)を入れてください。ご加入手続き前に必ずお読みください。

《個人情報の取扱いについて》「都教組自転車保険」は、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社とする「団体総合生活保険」により運営・実施していません。東京海上日動火災保険株式会社は、「都教組自転車保険」が円滑かつ適正に運営されるために加入者の個人情報を利用し、ご加入者の個人情報について注意喚起情報の「個人情報の取扱に関する説明事項」に記載のとおり取り扱います。また、この「都教組自転車保険」はあくまでも都教組が責任をもって導入したものです。都教組としては、都教組共済で実施している各種制度のご案内以外にご加入者の個人情報を利用することはありませんので安心してご加入ください。

※お支払いいただく年間掛金6,100円のうち5,330円は保険料として東京海上日動に支払い、770円は都教組共済の制度運営費となります。

### ⚠️ 事故にあわれたときは…

- 事故にあわれたときは、ただちに指定代理店・桜保険事務所へお知らせください。ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 事故のご連絡をいただいた場合は、桜保険事務所または東京海上日動より保険金請求(保険金請求に関してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)のご案内をいたします。
- 賠償事故でご本人が示談する場合、事故の処理・示談などにつき必ず桜保険事務所にご相談ください。示談は事前に東京海上日動の承認が必要です。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

# こんなときに保険金をお支払いします (詳細は添付の補償の概要等をご覧ください。)

日本国内において自転車に乗っている間の事故。歩いているときに、自転車にぶつけられた事故。



自転車同士がぶつかって入院・通院した



自転車搭乗中に転倒して入院・通院した



自転車で走行中、自動車にはねられ、後遺障害が生じた



歩行中、自転車にぶつけられ入院・通院した

## ケガの補償

### ●お支払する保険金の内容

<b>死亡保険金</b> *	ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に不幸にして亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
<b>後遺障害保険金</b> *	ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合には、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%までお支払いします。
<b>入院保険金</b>	ケガのため、医師等の治療を必要とし入院されたときは、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
<b>通院保険金</b>	ケガのため、医師等の治療を必要とし事故発生からその日を含めて180日以内に通院されたときは、通院日数(往診日数を含む)に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。
<b>手術保険金</b>	ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた時に所定の金額の保険金をお支払いします。(傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。)

\*死亡保険金、後遺障害保険金については、一事故についてご契約金額(死亡・後遺障害保険金額)が限度となります。

### 保険金をお支払いできない主な例

- (ケガに対する補償の場合)
- ①故意または重大な過失によるケガ
  - ②自殺行為、闘争行為または犯罪行為によるケガ
  - ③自転車による競技、興業中(練習中を含む)のケガ
  - ④地震、噴火、これらによる津波、戦争、暴動などによるケガ
  - ⑤むちうち症または腰痛などで、医学的他覚所見のないものなど

### この保険で補償されるご自身の「ケガ」とは

- ①日本国内において、「自転車」に搭乗中の被保険者(保険の対象となる方)が「急激かつ偶然な外来の事故」によって生じた「ケガ」をいいます。
- ②日本国内において、自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触等によって生じた「ケガ」をいいます。

## 賠償責任の補償

日本国内外を問わず自転車事故はもちろん、日常生活中(業務中を含みません)の事故で他人を怪我させたり他人の物を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担されたとき等。



自転車で歩行者にケガをさせた



自転車で走行中、停車している自動車にぶつかりキズを付けた



自宅マンションにてトイレから水が溢れ出し、階下に水濡れ被害を与えた



借りた鞆を盗まれた

**示談交渉サービス** 国内での事故に限り示談交渉は原則として東京海上日動が行います。  
\*示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および相手の方の同意が必要となります。また、訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

### ●お支払する保険金の内容

<b>損害賠償金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者の治療費、ケガに対する慰謝料、修繕費など</li> <li>●国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*を国内外で壊したり盗まれた時等の損害賠償</li> <li>●線路内に立ち入り、電車を運行不能にしまった時の損害賠償</li> </ul> <p>*携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物は、受託品に含みません。</p>
--------------	---

<b>費用</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①裁判費用、弁護士費用など</li> <li>②応急手当等の費用、護送費用など</li> </ol>
-----------	---

注) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる場合がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

### 保険金をお支払いできない主な例

- ①職務遂行に直接起因する事故
- ②故意で起こした事故
- ③同居の親族に対する損害賠償責任
- ④地震、噴火、これらによる津波、または、核燃料物質の有害特性による事故 など

\*保険料は、前年の合計ご加入者数が10,000名以上(団体総合生活保険「ベスト」も含みます。)の場合の団体割引30%および損害率による割引5%を適用しております。また、傷害補償の部分には大口団体契約割引10%が適用されています。

# 自転車保険に入っていてよかった! 自転車同士の接触事故で 相手の方が大ケガ

Aさんが、ある朝、自転車で勤務先へ向かう途中、右前方の自転車を追い越そうとしたところ、その自転車が左折してきて接触、転倒しました。

相手の方は高齢の方でした。左肩と頭部を打撲し救急搬送されました。Aさんはすぐに警察と桜保険に事故の連絡をしました。

相手の方は、左鎖骨骨折、頭部硬膜下血腫と診断され入院。桜保険の事故担当者は、今後の流れのご説明やお見舞いのアドバイスなどでAさんをサポート。お相手との過失と示談金支払いについての交渉は保険会社にまかせることができました。示談交渉には一年を要しましたが、お相手の治療費・後遺障害の慰謝料等、約93万円を自転車保険からお支払いして円満解決となりました。



Aさんからの  
お手紙(抜粋)

今度の件につきまして、ご尽力いただきありがとうございます。  
今回の件について一日も早い相手の回復を願うと共に、自らの運転について日々考えているところです。

## ご注意ください

業務中の賠償事故は対象外です。

例えば、学校から学校へ自転車で移動した際の賠償事故は、業務中のため対象外です。

仕事中は



## 自転車保険加入・更新のお手続きについて

### 新たに加えられる方

- 払込取扱票(兼加入依頼書)に必要な事項をご記入の上、お近くの郵便局でお払込ください。

### 現在加入されている方

- ご自宅に更新の書類が送られます。
- 同封の払込取扱票(兼加入依頼書)に必要な事項をご記入の上、お近くの郵便局でお払込ください。
- 今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので今年度のパンフレット等とあわせてご確認ください。

※「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

加入資格…

東京都採用の小・中学校の教職員とその退職者

保険期間…

2021年12月1日16時～2022年12月1日16時

募集締切り…

2021年10月8日必着

掛金とお支払いについて…

年間掛金 6,100円

お支払いいただく年間掛金6,100円のうち5,330円は保険料として東京海上日動に支払い、770円は都教組共済の制度運営費となります。

この保険は、東京都教職員組合(都教組)を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として都教組が有します。

## お問合せ・お申込みは・・・

教職員のくらしと  
権利を守る!

制度運営先

東京都教職員組合・都教組共済

TEL/03-3234-8132

受付時間/平日 11:00~17:00

〒102-0084 千代田区二番町12-1 エデュカス東京4F

取扱代理店:桜保険事務所

〒188-0011

西東京市田無町3-2-17

TEL/042-467-4152

ホームページ・お問い合わせは

桜保険

検索

受付時間/月~金10:00~17:00 土曜日10:00~15:00 休業日/日・祝日、12/31~1/3

※新型コロナウイルス感染症対策のため、予告なく受付時間を変更させていただく場合があります。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

担当課:公務第2部文教公務室 03-3515-4133



このパンフレットは団体総合生活保険(自転車事故傷害危険のみ補償特約付帯傷害補償・個人賠償責任補償特約)の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みになり、ご不明の点がある場合には、代理店までお問い合わせください。

21-T01602 2021年8月作成